

緊急事態宣言の延長に伴う学校の対応について  
(令和3年5月12日～5月31日)

## 1 教育活動について

- (1) 「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に実施。
- (2) 活動は原則校内とする。
- (3) 校外から大人数を呼び込むような校内行事(体育大会・運動会、授業参観等)は、原則自粛とする。
- (4) 外部講師を招へいしての教育活動、研修は実施しない。
- (5) 健康診断については、学校医と協議の上、実施を検討する。実施する場合は、感染症対策を徹底する。
- (6) 下記の感染防止対策を徹底する。

### ア 登校・出勤時

- (ア) 児童生徒、教職員の健康観察、健康管理の徹底については、現行通り継続する。  
児童生徒はもとより、同居の家族に発熱等の症状があったり、PCR検査を受けている者がいたりする場合は登校しないことを徹底する。
- (イ) 登下校時(交通機関内を含む)のマスク着用とマスクをはずしての会話を行わないことを徹底する。ただし、熱中症は命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先するよう指導する。

### イ 教育活動時

- (ア) 学校内等における感染防止対策については、現行通り継続する。
  - (イ) マスクの着用については別紙1参照
- (7) 心のケアについて
    - ア きめ細かな健康観察をはじめ、児童生徒の状況を把握し、心身の健康に適切に対応する。
    - イ SNS 悩み相談の拡充(5月31日まで)(17:00～21:00→16:00～22:00)

## 2 部活動等について

- (1) 平日(4日)は、十分な感染防止対策(別紙2)を実施したうえで、校内(活動拠点が無い場合は当該施設含む)のみ活動を実施する。なお、練習試合、合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない。活動時間は2時間以内とする。
- (2) 土日は、原則休止とする。  
(中体連等が主催する大会参加及びそれに伴う練習については、現行通り)
- (3) スポーツ少年団活動等(児童生徒の団体)の活動についても部活動に準じる。

## 3 学校施設の一般開放について

児童及び生徒の団体のみ、感染防止対策を徹底した上で19時まで使用可とする。それ以外の団体等については、引き続き使用停止とする。

## （別紙 1）マスクの着用について

学校教育活動においては、原則マスクの着用をすること。ただし、マスクの着用については、学校教育活動の態様や児童生徒等の様子等を踏まえ、下記の通り臨機応変に対応する。

- 1 気温、湿度や暑さ指数が高い日には、熱中症等の健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外す指導をする。ただし、マスクを外す場合には、できるだけ人との十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮をあわせて指導しておく。
- 2 児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸をしたりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導しておく。
- 3 体育等の運動時にも可能な限りマスクを着用することとする。ただし、気温が高い日等、熱中症には十分注意すること。（上記 1、2 参照）  
休み時間での外遊び等も同様に取り扱うこととする。
- 4 歌唱をする際には、マスクを原則着用することとし、間隔はマスクを着用している場合であっても、前後方向及び左右方向ともにできるだけ 2 m（最低 1 m）空けるよう配慮する。器楽演奏においては、マスクを着用できないことを踏まえ、さらに間隔を十分取るなどの工夫が必要であることに留意すること。  
なお、気温が高い日等、熱中症には十分注意すること。（上記 1、2 参照）